

特 記 仕 様 書

業 務 名：治山施設点検業務（福島県）

- 1 本業務にあたっては、森林整備保全事業調査、測量、設計及び計画業務標準仕様書によるほか全てこの仕様書によることとし、疑義がある場合は発注者及び当該森林管理署等の職員の指示によること。
- 2 数量及び場所
別紙の「治山施設点検内訳書」参照
- 3 調査内容は、現存する既往治山施設を対象として概況調査を行い、「治山施設個別施設計画策定マニュアル（平成 29 年度改訂版）」（平成 30 年 3 月 林野庁）に基づき、治山施設調査を行うこととする。
また、機能低下により修繕が必要な治山施設については、具体的かつ実施可能な対策を提案するものとする。
- 4 調査内容を、最新の森林計画区森林位置図（1/50,000）及び森林計画区国有林野施業実施計画図（1/20,000）に治山施設点検実施箇所を表記し、電子データ（PDF ファイル、オリジナルファイル及びシェープファイル）として提出すること。図面のオリジナルは、GIS データとし、国内標準である地理情報標準（JSGI）最新版に準ずるものとする。（既設工の標記はレイヤーを作成し標記）
- 5 本業務の結果は、電子納品ガイドラインに基づき作成し、電子成果品を履行期間内に提出すること。
なお、事前協議により紙で成果品を提出することとした場合について、監督職員の指示により提出部数を決定することとし、報告書の 1 部が 2 冊以上になる場合は、報告書表紙及び背表紙に調査地区名をそれぞれ表示すること。
- 6 情報共有システムについて
本業務における「情報共有システム」の実施に当たっては次によるものとする。
 - (1) 本業務は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの活用対象業務である。
 - (2) 情報共有システムの活用は、別添の「森林整備保全事業の工事並びに調査、測量、設計及び計画業務における受発注者間の情報共有システム実施要領」によるものとする。※林野庁 HP 参照
https://www.rinya.maff.go.jp/j/gyoumu/sinrin_doboku/attach/pdf/sinrin_doboku-30.pdf

- (3) 受注者は、発注者から技術上の問題の把握、利用にあたっての評価を行うために聞き取り調査等を求められた場合、これに協力しなければならない。
- (4) 費用（登録料及び使用料）は、以下のとおり各業務の費用に含まれる。
 - ア 地質調査業務については業務管理費
 - イ 測量業務については間接測量費
 - ウ 解析等調査業務、設計業務及び計画作成等業務については間接原価

7 公共測量の取扱い

本業務において、基準点（電子基準点、三角点、水準点等）を複数使用する可能性のある測量を実施する場合は、測量法（昭和24年法律第188号）第5条第1号及び第2号の規定に基づく測量（以下「公共測量」という。）に該当するものであるか国土院に確認することとし、公共測量に該当するとなった場合には、直ちにその旨を監督職員に報告するものとする。

また、発注者が行う公共測量の手續きに必要となる書類作成については、必要に応じて森林整備保全事業調査、測量、設計及び計画業務標準仕様書（平成29年3月30日付け28林整計第380号林野庁長官通知）第2編測量業務等標準仕様書（以下「測量業務標準仕様書」という。）第2123条の規定によるものとし、測量業務標準仕様書第2124条の規定により、契約変更を行うものとする。

8 旅費交通費等の扱い

本業務は、当初設計において旅費交通費及び技術者の基準日額は計上していない。

旅費交通費等は、「調査、測量、設計及び計画業務旅費交通費積算要領の制定について」（平成28年3月31日付け27林整計第367号林野庁森林整備部長通知）（以下「旅費交通費要領」という。）に基づき設計変更により計上するものとし、受注者は、滞在又は滞在と通勤が混在する場合、設計変更時点までに、宿泊実績報告書（様式1）、実際に支払った証拠書類（領収書等）及び通勤実績報告書（様式2）を監督職員に提出するものとする。

なお、宿泊実績報告書、証拠書類及び通勤実績報告書の提出時期については、監督職員と協議の上、決定するものとする。

9 その他

発注者が保有する資料等は、支障の無い範囲で貸与若しくは閲覧する。

(別紙)

【治山施設点検内訳書】

| 位置図 施設番号 | 箇所名 | 業務 | 施設区分 (加算構造物) | 加算 | 点検箇所数 |
|----------|--|--------|----------------------------|----|-------|
| 1~12 | 福島県喜多方市山都町一ノ木大字飯豊山字一ノ木国有林326、336、340、341林班 | 治山施設点検 | なだれ防止施設 | | 12 |
| 13~19 | 福島県耶麻郡西会津町奥川大字飯根字西飯豊山国有林304、307、308林班 | | | | 7 |
| 20・21 | 福島県金山町大字水沼字中柳原字中柳原国有林547、628林班 | | | | 2 |
| 22 | 福島県耶麻郡北塩原村大字桧原字細野山国有林419林班 | 治山施設点検 | 地すべり防止工 (集水井工、ポーリング暗渠工) | 2 | 1 |
| 23 | 福島県会津若松市大戸町大字上三寄字三寄山国有林32林班 | 治山施設点検 | 落石防止工 | | 1 |
| 合計 | | | | 2 | 23 |

【記載例】

宿泊実績報告書

業務名：

| 氏名 | 滞在期間 | 従事 業務 | 宿泊日数 (日) | 宿泊単価 (円) | 宿泊費計 (円) | 備 考 |
|-------|-----------------|---------------|-------------|-------------|-------------|------------------|
| 〇〇 〇〇 | R8. 2. 1~2. 7 | 測量業務 | 6 | 9,000 | 54,000 | 朝食 6 回 夕食 0 回 |
| □□ □□ | R8. 2. 1~2. 7 | 測量業務 | 6 | 9,000 | 54,000 | 朝食 6 回 夕食 0 回 |
| △△ △△ | R8. 2. 1~2. 7 | 測量業務 | 6 | 9,000 | 54,000 | 朝食 6 回 夕食 0 回 |
| 〇〇 〇〇 | R8. 2. 20~2. 22 | 設計業務 | 2 | 8,000 | 16,000 | 朝食 0 回 夕食 0 回 |
| □□ □□ | R8. 2. 20~2. 22 | 設計業務 | 2 | 8,000 | 16,000 | 朝食 0 回 夕食 0 回 |
| 〇〇 〇〇 | R8. 3. 17~3. 18 | 設計業務 (打合せ) | 1 | 10,000 | 10,000 | 朝食 1 回 夕食 1 回 |
| □□ □□ | R8. 3. 17~3. 18 | 設計業務 (打合せ) | 1 | 10,000 | 10,000 | 朝食 1 回 夕食 1 回 |
| 合 計 | | | 24 | | 214,000 | |

- (注) 1 氏名は、業務計画書に記載した技術者（再委託先を含む）であること。
 2 従事業務欄は、測量業務、設計業務等を記載する。
 3 備考は、宿泊施設において提供される朝・夕食を食べた回数を記載する。

【記載例】

通勤実績報告書

業務名：

| 通勤による業務日 | 従事業務 | 備 考 |
|-----------|-----------|-----|
| R8. 2. 9 | 測量業務 | |
| R8. 2. 13 | 測量業務 | |
| R8. 2. 24 | 設計業務 | |
| R8. 3. 10 | 設計業務（打合せ） | |
| | | |
| | | |
| | | |

- (注) 1 通勤による業務日は、業務日ごとに記載する。
 2 従事業務欄は、測量業務、設計業務等を記載する。